

2024年度第2回 神奈川県石油コンビナート等防災本部幹事会
書面会議 委員からのご意見と県回答

NO.	資料番号	ご意見	県回答
1	P.4	令和6年度第1回防災対策検討会において、水素社会推進法については、市における所管部署の整理及び政省令の内容を踏まえ防災計画に追加検討するとの回答でした。今回の改正案では水素社会推進法について特段触れておりませんが、何か理由があるようでしたら御教授願います。	いわゆる「水素社会推進法」(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律)に係る修正については、関係条例の令和7年第1回県議会定例会への提出後に作業を実施する必要があったため、幹事会資料には反映できませんでした。その後、その後の防災本部会議には同法に係る修正を行った資料を提出しています。
2	P.14	令和6年5月15日付で神奈川県より受領している通知によると、令和6年4月22日付で「横浜液化ガスターミナル株式会社」が事業廃止となっております。よって、資料にある令和6年4月1日時点の京浜臨海地区(横浜市)の第一種特定事業所数は7になるのではないのでしょうか。また、それに伴い地区別特定事業所立地概況図も見直す必要があります。	ご指摘の数値については、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」への反映のほか、「消防庁公表資料(消防白書等)」に用いることを目的として、令和6年4月25日付けで、関係市あてに実態調査を依頼しました。 本実態調査の回答では、回答システムの都合上、京浜臨海地区(横浜市)の第一種特定事業所数は「7」ではなく、「6」とされておりましたため、消防庁と協議をし、「令和6年4月22日付で廃止された横浜液化ガスターミナル株式会社は令和6年4月1日時点で実質的に稼働していなかったとして、集計に含めない対応」とすることで消防庁から承認をいただきました。 このため、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の令和6年4月1日時点における京浜臨海地区(横浜市)の第一種特定事業所数については、消防庁公表資料との整合を図り「6」としています。